

間等設定改善委員会とみなして、その決議を労使協定に代えることができること等とすること。

八 労働時間等設定改善実施計画

「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に改め、従前の労働時間短縮実施計画と同様に、同一の業種に属する二以上の事業主は、共同して、労働時間等設定改善実施計画を作成し、厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣の承認を受けることができること等とすること。

九 労働時間短縮支援センターの廃止

指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止すること。

十 法の廃止期限の削除

法を平成十八年三月三十一日までに廃止するものとする規定を削除すること。

第五 その他

一 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の四は平成十八年十二月一日から、第四の十は公布の日から施行するものとする。

二 経過措置

(一) 平成二十年三月三十一日までの間における第一の六の適用については、労働安全衛生法第十三条第

一項の政令で定める規模の事業場に限るものとする。

(二) (一)に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。